

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 高 槻 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年3月10日（金） 午後2時00分から 午後3時15分までの間	
開催場所	大阪府高槻市野見町2番4号 大阪府高槻警察署	
出席者	委員	長山会長 佐々木委員 榊山委員 壺谷委員 岩永委員 貝本委員 中村委員 内本委員 筒水委員
	警察	署長 副署長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理（犯罪抑止戦略官） 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>本年度2回目の、高槻警察署協議会開会にあたり一言御挨拶申し上げます。</p> <p>いよいよコロナ禍の終わりの始まりになりました。</p> <p>残念ながら治療方法や今後の対処方針等、様々な問題がまだ未解決で、すっきり晴れての夜明けではありません。</p> <p>現在渦中に生きている私たちには中々わからないことですが、きっと5年後、10年後と過去を振り返ったとき、大きな教訓が残り、それを踏み台として後世に役立つことを願っています。</p> <p>さていろいろなことがあった3年間ではありましたが、管内で起こる犯罪に取り組む署員の皆様も大きな御苦勞があったと思います。</p> <p>先日若い警察官の方が30分ほどの短い間に2度3度と駅前を歩き来し、パトロールされる姿を見ました。</p> <p>銀行のATMの前ではことさら警戒されている様子も観ました。</p> <p>大変頼もしく思います。</p> <p>また、時折市内をパトロールするパトカーに出会います。</p> <p>私たち市民が頼もしく思うのと対局に犯罪者の立場になって考えると、嫌な瞬間ではないでしょうか。</p> <p>パトカーやお巡りさんを見る度ごとに安堵とともに、やっぱり敬礼したくなる思いがこみ上げます。</p>	

本年度第1回の協議会にて署長から警察署協議会設置の経緯についてお話いただきました。

私は協議会を通じて市民からの要望や意見を話すことはもちろん大事なことではありますが、ともに高槻市を安心安全な街にするネットワーク作りの場でもあると考えます。

市民と警察のネットワークの網が細かくなればなるほど、犯罪を未然に防ぎ、また、犯罪者を網ですくい易くなる、隙のない堅固な街になると思います。

本日の協議会が有意義になることを願い、高槻警察署の皆様の日々の活動の御苦勞に謝辞を表すとともに益々の御活躍を願って御挨拶に代えさせていただきます。

2 署長あいさつ

平素は、警察行政に特段の配意と御理解、御協力をいただき、また、本日は、御多用中、お集まりいただきありがとうございます。

まずは、先ほど会長から「若い警察官が、銀行のATMを警戒する様子を大変頼もしく思います」とお話をいただき、制服姿が犯罪抑止だけでなく、市民の安心感を高めていることを改めて実感いたしました。

また、「市民と警察のネットワーク」に関しましては、町内会主催の各種講習会等にも制服警察官ができるだけ出席して、網が細やかなネットワーク構築に努めているところです。

しかしながら、新年早々、特殊詐欺被害は、前年同期と比較して著しい増加傾向を示し、まさに危機的状況です。詳細は、後ほど生活安全課長、刑事課長が詳しく説明いたします。

一方、交通問題につきましても、昨年は交通事故の発生件数が増加し、交通死亡事故が2件発生、2人の方がお亡くなりになりました。

管内では、自転車関連事故の発生が特に多い中、4月1日からは全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課せられますので、これも後ほど交通課長から説明いたします。

では、順次、次第に基づき進めて参りますので、皆様の忌憚のない御意見、御感想等をお願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。

3 業務概要説明

(1) 生活安全課

特殊詐欺の被害防止に関する取組状況について

(2) 刑事課

特殊詐欺の発生状況について

(3) 交通課

自転車ヘルメット着用の努力義務化について

4 議事

(1) 特殊詐欺の被害防止に関する取組状況について

【委員】

A T Mを設置されているのは金融機関だと思うのですが、金融機関に対して依頼というよりも、もう少し強く義務的なものと言いますか、A T Mのところで防いでおくということはできないのでしょうか。

【警察】

会社によって色々と取組みがあるのでなかなかすぐにとはいきませんが、市役所と連携して一部の金融機関に働きかけを行ってありますし、今後も働きかけを拡げていきたいと考えています。

【委員】

犯人側は携帯電話からかけているのか固定電話からかけているのか、どちらでしょうか。

【警察】

固定電話のときもありますし、携帯電話のときもあります。

【委員】

固定電話の場合なら警察で住所とか特定できるのではないですか。

【警察】

転送等等を利用した手口があり、すぐにどこからかけてきているか等の特定は難しいのが現状です。

【委員】

あまり検挙されているのは聞かないですね。

【警察】

当署ではキャッシュカード手交型の場合等に警察が連絡を受けて張り込んで捕まえたりしていますが、上位の犯人を検挙するのは難しい状況です。

【委員】

コンビニ等にポスター等を掲示したり店員等に対処方法等を指導したりしていますか。

【警察】

管内のコンビニも貼らせてもらっていますし、サポート詐欺に

関するポスターをラミネート加工して、店員さんが目につくところに貼らせてもらっています。

また、銀行員やコンビニの店員さん等、ATM設置機関で働く方々に対して、指導を行っております。

実際、銀行員やコンビニの店員が、被害を未然に防止してくれており、そういった方には感謝状を贈呈させてもらっています。

(2) 特殊詐欺の発生状況について

【委員】

被害額は1億円くらいと聞きましたが、コンビニと金融機関のATMの被害はどちらの方が多いのですか。

【警察】

件数は半々くらいですが、被害者1人あたりの被害額が大きい金融機関のATMでの被害総額の方が多いです。

【委員】

実際騙されているけど恥ずかしいから言わない人はどれくらいいるのでしょうか。

【警察】

御質問の件数につきましては、把握が非常に難しいです。

【委員】

これだけマスコミに特殊詐欺の報道がされているのに、何故ここまで発生が多いのでしょうか。

【警察】

一人暮らしの高齢者が多く、ついつい話こんでしまうことで信用してしまっていることが多いです。

【委員】

キャッシュカードで1回に下ろせる額は30万円とか50万円だと思うのですが、件数からの被害額が合わない気がするのですが。

【警察】

1人の方が長期間に渡って何度も被害に遭っていることから被害額が大きくなります。

【委員】

還付金で税理士等から返金がいくらありますと言われたら、実際返ってくるのかと期待してしまう気持ちを利用されているのでしょうか。

【警察】

市役所の職員を騙って電話がかかってくるのですが、そもそも市の職員が「還付金ありますよ」と電話をすることは絶対にありませ

ん。

【委員】

昨日電話があったんですけど「荷物をお届けしました」と何も会社名を名乗らず個人で050から架かってきました。

去年もあったのですが、こういうのはどういう狙いがあるのですか。

私もメールがありましたが、2、3週間前に一度届くと毎日入るようになりましたが、何か引っかきみたいなのがあるのですかね。

【警察】

いわゆる「不幸の手紙」みたいなもので、メール等にURLが添付されている場合があり、それをタップしてしまうと自分のスマホから自動でランダムに他人のスマホにショートメールを送る設定をされてしまっていたりします。

URLは絶対に触らないことと万が一タップしてしまったらすぐにスマホを初期化して下さい。

この件での金銭的な被害は契約によって様々ですがショートメッセージ1件送ることに何円か掛かるといった設定をされていて合計1万円くらいの被害が出ている方がいます。

万が一メール等が送られてきてもURLをタップしなければ絶対に大丈夫なので気をつけてください。

(3) 自転車ヘルメット着用の努力義務化について

【委員】

ヘルメットの着用の努力義務というのが少しわかりにくいのですがヘルメットを着用しなくてもいいのか。

【警察】

通常の道路交通法のルールでは信号は守らなければならないとなりますが、ヘルメットの場合は道路交通法では被るように努めなければならないとなり、少し違うところがあります。

【委員】

最近電動キックボードは公道でも走れるようになったとかヘルメットがなくても走れると聞きましたが、それは正しい認識でしょうか。

【警察】

7月1日から電動キックボードが16歳以上の方であれば免許を持たずに運転することが出来るようになります。

車道、歩道の走行についてはそれぞれ速度や機能の制限があります。

議事概要

ヘルメットの着用は、努力義務ではありますが、是非ともかぶっていただきたいと思います。

【委員】

ヘルメットをかぶっていなければ事故を起こした際に保険は出るのでしょうか。

ヘルメットを被らなければ保険が出ないとなれば着用率も上がるのではないのでしょうか。

【警察】

今後ヘルメットをかぶっていないかどうかで保険の問題になってくる可能性はあると思います。